

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年4月30日 12時10分ごろ
発生場所	滋賀県大津市型田漁港南方沖（琵琶湖南部） 山田三等三角点から真方位102°1,180m付近 （概位 北緯35°06.1′ 東経135°54.7′）
事故の概要	プレジャーボートアサオカは、南東進中、また、ミニボート（船名なし）は、西南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年5月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート アサオカ、5トン未満 231-18014 滋賀、個人所有 B ミニボート（船名なし）、長さ3.3m なし、アークロイヤルボートクラブ
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A 船底外板に擦過傷 B 右舷船尾部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 水象：波高 約0.3m
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、船首が浮上して船首方に死角を生じた状態で南東進中、船長Aが、ふだんどおり‘小型定置網漁業施設’（以下「本件えり」という。）に近寄り、本件えりの外枠を右舷側に見ながら航行していたところ、B船と衝突した。 B船は、操縦者Bが1人で乗り、親族1人を乗せて西南西進中、操縦者Bが、右舷方約80mに船首部が浮上して操縦者が見えない状態で接近するA船を認め、ミニボートであるB船をいずれ避けてくれるものと思っていたところ、A船が至近に接近してきたので、大声を出したものの、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、右舷側の本件えりに意識を向け、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、操縦者Bが、接近するA船を認めたものの、A船がミニボートであるB船の進路を避けてくれるものと思い、衝突を避ける動作をとらなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が南東進中、B船が西南西進中、船長Aが、船首方

	<p>の死角を補う見張りを行っておらず、また、操縦者Bが、衝突を避ける動作をとらなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。・ 接近する他船を認めた場合、適切な時機に衝突を避ける動作をとること。